

新型コロナワクチン接種のお知らせ

新型コロナワクチンの令和5年春開始接種

12歳以上の人について、5月8日(月)～8月31日(木)の間は、65歳以上の人など重症化リスクが高い人等に対象を限定して接種(既にオミクロン株対応ワクチンを1回接種済みの人は2回目の接種、オミクロン株対応ワクチンを未接種の人は1回目の接種)が行われます。接種の対象者で希望する人は、引き続き無料で接種が受けられます。

なお、初回接種を希望する人は、5月8日(月)以降も引き続き従来型ワクチンの接種が受けられます。

ワクチンの接種は、ご本人の意思に基づき受けていただくものです。受ける人の同意なく、接種が行われることはありません。

■国の令和5年春開始接種の方針(今後の国の方針により変更となる可能性あり)

対象者	初回接種(1・2回目接種)を終了した次の人 ※接種日時点年齢 ・65歳以上の人 ・65歳未満の人で基礎疾患を有する人や重症化リスクが高いと医師が認める人 ・65歳未満の人で医療従事者及び高齢者施設・障害者施設等従事者
接種間隔	前回接種から3か月以上
回数	1回
接種期間	5月8日(月)～8月31日(木) ※市内では、5月下旬から病院及びクリニックで実施します。
費用	全額公費(無料)
使用ワクチン	前回接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチン(ファイザー社製又はモデルナ社製ワクチン)を基本的に使用します。なお、市内の医療機関で使用するワクチンはモデルナ社製が多くなる見込みです。

■接種券発送スケジュール

前回接種時期	接種券発送予定時期
令和4年9、10月	5月中旬
令和4年11月	5月中旬～6月上旬
令和4年12月	6月中旬～7月上旬

※3回目、4回目又は5回目接種用の接種券が既に送付された人のうち、未接種の人はお手元にある接種券をそのままご使用ください。

■予約方法

接種は、次のいずれかの方法で予約できます。予約の際は、お手元に接種券をご用意ください。

※65歳以上の高齢者は予約不要です。接種券に同封の「新型コロナワクチン接種予約指定票」を確認し、指定の日時・場所で接種をご検討ください。日時・場所の変更を希望する場合は、下記のコールセンターに電話してください。接種を希望しない人など予約をキャンセルする場合も必ずご連絡をお願いします。また、前回の接種が未接種で、接種券がお手元にある人はご自身で予約してください。

インターネットで予約する	電話で予約する	窓口で予約する
接種予約サイトにアクセスする。 ※前回接種の予約で使用したマイページは引き続き利用できます。 ※パスワードを忘れた又はログインできない人は、コールセンターにご連絡ください。	東松山市新型コロナワクチン接種コールセンターに電話する。 ☎0120-558-053 ※通話料は発生しません。 受付：午前8時30分～午後5時(土曜日、祝日を含む) お掛け間違いが多くなっています。番号をよくお確かめの上お掛けください。 ※日曜日は実施していませんのでご注意ください。	保健センターに来所する。 所在地：材木町2-36 受付：平日午前8時30分～午後5時15分 ※接種券を持参してください。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

国は、特段の事情が生じない限り、5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけを現在の2類相当から5類感染症に変更する方針を正式に決めました。

■5月8日(月)以降の基本的感染対策と今後の考え方

「マスクの着用」や個人が行う「手洗い」「換気」「3密の回避」などの基本的な感染対策は「個人の判断に委ねる」ことが基本となりました。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	〈推奨する場面〉 ・医療機関、高齢者施設等を訪問する時 ・混雑した公共交通機関に乗車する時 ・重症化リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・妊婦
手洗い・換気	基本的感染対策として引き続き有効です。
「三つの密」の回避 「人と人との距離の確保」	流行期において重症化リスクの高い人は、感染防止対策として有効(避けられない場合はマスクの着用が有効)です。

詳しくは、厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症について」をご確認ください。



厚労省HP

■「発熱等の症状がある人の受診先」の検索やお問い合わせ先

埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム



県HP

埼玉県新型コロナウイルス感染症総合相談センター ☎0570-783-770 ☎050-8887-9553(聴覚障害の人)

受付時間 24時間(県民サポートセンターから移行します)

陽性者相談窓口 ☎0570-089-081 ☎048-643-7107(聴覚障害の人、自宅療養者支援センター)

受付時間 24時間(※5月7日(日)までの予定です)

■ワクチンに関するお問合せ

健康推進課 ☎24-3921 ☎22-7435

水道料金の基本料金を4か月間免除します[免除期間延長]

原油・物価高騰の影響を受ける市民等に対する支援のため、水道料金の基本料金を令和4年度に6か月間免除しましたが、継続して令和5年4月請求分から令和5年7月請求分まで4か月間免除します。

基本料金免除期間

奇数月検針該当者 4・6月請求分

偶数月検針該当者 5・7月請求分

免除内容 水道料金の基本料金

注意事項

- ・免除を受けるための申請は不要です。
- ・水道料金の基本料金を免除します。下水道使用料の免除はありません。
- ・水道料金の基本料金を免除した結果、請求が発生しない場合は、納入通知書を発行しません。
- ・今回の免除について、市役所から電話や訪問をすることはありません。また、手続きのために銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。

上下水道経営課 ☎22-1123 ☎22-4389

水道料金(2か月税込)	
口径(mm)	基本料金(円)
13	1,650
20	1,650
25	1,650
30	12,320
40	22,220
50	33,000
75	84,920
100	141,900
150	312,400